

第1号様式（第5条）

府中市^{せんてい}剪定枝破碎機貸出申込書

年 月 日

府中市長

申込者 住 所

氏 名

電 話 ()

府中市剪定枝破碎機貸出要綱第5条の規定に基づき、次のとおり剪定枝破碎機の貸出しを申し込みます。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
使用場所	<input type="checkbox"/> 申込者の住所 <input type="checkbox"/> その他 (府中市)
使用者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 自治会・町会 (名称) <input type="checkbox"/> 管理組合 (名称) <input type="checkbox"/> その他 (名称)

※ 市使用欄

受取人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外		
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()		
返却確認欄	年 月 日返却	<input type="checkbox"/> 報告書提出	確認者

1 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 破碎機を剪定枝処理以外の用途に使用しないこと。
- (2) 破碎機の形状を変更し、又は改造をしないこと。
- (3) 破碎機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 破碎処理をした剪定枝は、使用者の管理する敷地内で土壌改良材、堆肥等として有効活用し、市の実施するごみ収集には出さないこと。
- (5) 事故、騒音及び剪定枝の散乱を防止し、周辺住民に配慮して使用すること。
- (6) 破碎機に異常が認められた場合は、直ちに使用を中止し、速やかに市長に報告すること。
- (7) 破碎機を営利目的に使用しないこと。

2 貸出しの取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、貸出しの承諾を取り消し、破碎機を返却させることができる。

- (1) 使用者が、偽りその他不正の手段により貸出しの承諾を受けたとき。
- (2) 使用者が、府中市剪定枝破碎機貸出要綱第8条第2項に規定する事項に違反したとき。
- (3) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

3 損害の報告及び賠償

破碎機を損傷し、又は滅失した使用者は、遅滞なくその旨を市長に報告し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

4 免責

使用者による破碎機の使用等において、市の責めによらない理由により発生した使用者又は第三者の損害について、市はその賠償の責めを負わない。